

## 第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成25年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は、1,386件である。これらのうち、終結しているのは、1,344件である（表1-3-1）。

平成25年度に審査会等が受け付けた事件は39件であり、これらに前年度から繰り越された32件を加えた計71件が25年度に係属した。このうち、29件が25年度中に終結し、残り42件は26年度に繰り越された（25年度に係属した71件の概要については付録2（136ページ参照））。

### 第1節 公害紛争の申請状況

#### 1 申請の件数

##### (1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、平成25年度に受け付けた39件は、すべて調停事件である（表1-3-1）。

##### (2) 都道府県別受付件数

平成25年度に受け付けた39件について都道府県別に見ると、東京都が8件、京都府及び大阪府が各3件、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県及び滋賀県が各2件、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県、兵庫県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び沖縄県が各1件であり、22都府県において事件を受け付けている。

なお、平成25年度末までに審査会等に係属した事件について都道府県別に見ると、東京都の212件が最も多く、次いで大阪府が196件、愛知県が84件、千葉県が78件などになっており、一般に大都市地域において多くなっている（表1-3-2）。

#### 2 申請の内容

##### (1) 公害の種類

平成25年度に受け付けた調停事件39件について、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に定める公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害。以下「典型7公害」という。）の種類別に見ると、騒音に関するものが26件、振動に関するものが9件、悪臭に関するものが8件、土壌汚染に関するものが5件、大気汚染及び水質汚濁に関するものが各4件、地盤沈下に関するものが1件となっている（重複集計）。

平成25年度末までに審査会等に係属した事件について、申請人から主張されている典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.1種類で推移している（表1-3-3）。

また、近年、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

## (2) 被害の態様

平成25年度に受け付けた調停事件39件について、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が35件、法人が4件となっている。また、個人が申請人となっているものについて、その人数別に見ると、10人未満のものが32件、10人以上100人未満のものが2件、100人以上1000人未満のものが1件となっている（表1-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、健康被害を訴えるものが30件、感覚的・心理的被害を訴えるものが22件、財産被害を訴えるものが11件となっている（重複集計）（表1-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、平成25年度に受け付けた調停事件39件のうち、6件がおそれ公害事件となっている（表1-3-6）。

## (3) 発生源の態様

平成25年度に受け付けた調停事件39件について、発生源側の当事者を見ると、民間企業のみが当事者となっているものが23件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者となっているものが10件、両者が当事者となっているものが3件、その他が3件となっている（表1-3-7）。

次に、平成25年度に受け付けた調停事件39件について、加害行為とされる主な事業活動の種類を見ると、製造・加工関係が10件、建築・土木関係が6件、廃棄物・下水等処理関係が4件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が3件、畜産関係及び製錬・採石関係が各1件、その他が14件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる（表1-3-8）。

## (4) 請求事項

平成25年度に受け付けた調停事件39件について、申請人の請求事項を見ると、発生源対策を求めるものが26件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが7件、金銭支払を求めるものが4件、その他が2件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容を見ると、施設・作業方法の改善を求めるものが21件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが5件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善を求めるものが4件、操業停止・移転を求めるものが3件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成25年度末までに審査会等に係属した事件全体の8割以上を占めている（表1-3-9）。

表1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	34	0	34	0	0	37	11	21	4	1	32
25	39	0	39	0	0	29	4	22	2	1	42
計	1,386	36	1,332	4	14	1,344	560	600	153	31	

- (注) 1 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。  
2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。  
3 昭和56年年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

表 1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	18	東京都	212	滋賀県	33	香川県	10
青森県	6	神奈川県	68	京都府	50	愛媛県	6
岩手県	4	新潟県	12	大阪府	196	高知県	16
宮城県	17	富山県	8	兵庫県	45	福岡県	19
秋田県	9	石川県	11	奈良県	22	佐賀県	4
山形県	7	福井県	7	和歌山県	20	長崎県	13
福島県	6	山梨県	9	鳥取県	8	熊本県	31
茨城県	10	長野県	36	島根県	13	大分県	5
栃木県	14	岐阜県	15	岡山県	13	宮崎県	5
群馬県	31	静岡県	21	広島県	38	鹿児島県	7
埼玉県	72	愛知県	84	山口県	4	沖縄県	13
千葉県	78	三重県	56	徳島県	4	計	1,386

(注) 集計対象期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日である。

表1-3-3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数  
 (あっせん、調停、仲裁)  
 (単位：件) (重複集計)

公害の種類 年度	合計	公 害 の 種 類								1件当 たりの 公害の 種類
		計 〔重複 集計〕	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
昭和										
45～47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23	36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
24	34	56	6	0	3	23	17	1	6	1.6
25	39	57	4	4	5	26	9	1	8	1.5
計	1,372	2,640	492	270	141	902	492	71	272	1.9

(注) 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人	
		小 計 (注)	1 人	2 ~ 9 人	10 ~ 49 人	50 ~ 99 人	100 ~ 999人	1,000 人以上		
昭和										
45~47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6	
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2	
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0	
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0	
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2	
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1	
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2	
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0	
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3	
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0	
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0	
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0	
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1	
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1	
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3	
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0	
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1	
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1	
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0	
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1	
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1	
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1	
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0	
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3	
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1	
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4	
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1	
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3	
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5	
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2	
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3	
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2	
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4	
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5	
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3	
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9	
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3	
21	42	38 (2)	20	10	6	2	0	0	4	
22	29	28 (1)	16	11	1	0	0	0	1	
23	36	29 (0)	15	9	1	2	2	0	7	
24	34	31 (3)	19	10	2	0	0	0	3	
25	39	35 (2)	23	9	0	2	1	0	4	
計	1,372	1,279 (87)	404	446	202	58	136	33	93	

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 ( ) 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

表1-3-5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数  
 (あっせん、調停、仲裁)  
 (単位：件) (重複集計)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計 〔重複 集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・ 心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
24	34	58	22	17	0	0	19	0
25	39	64	30	11	0	0	22	1
計	1,372	1,977	547	393	36	44	951	6

(注) 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1 - 3 - 6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
24	34	0	34	0.0
25	39	6	33	15.4
計	1,332	390	942	29.3

（注） 昭和 45・46 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～47 年 3 月 31 日である。



表1-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数  
(あっせん、調停、仲裁)  
(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共 体、公 団 等	民間企業と国、地 方公共団体、公団 等	そ の 他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
24	34	20	4	3	7
25	39	23	10	3	3
計	1,372	815	306	118	133

(注) 昭和45年～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表 1-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
24	34	9	7	0	1	1	0	16
25	39	10	6	4	3	1	1	14
計	1,372	369	184	159	190	36	25	409

(注) 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

表 1-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数						
						合 計 ①+②	操業停 止・移 転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他	
昭和												
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0	
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0	
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0	
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0	
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0	
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0	
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0	
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0	
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0	
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1	
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0	
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0	
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5	
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7	
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7	
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14	
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10	
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11	
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15	
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8	
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6	
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1	
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2	
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4	
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1	
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2	
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1	
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0	
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3	
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1	
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3	
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1	
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2	
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2	
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2	
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5	
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2	
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3	
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0	
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0	
24	34	7	9	17	1	26	2	7	14	0	3	
25	39	4	7	26	2	33	3	4	21	5	0	
計	1,368	140	299	875	54	1,174	116	139	560	237	122	

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

## 第2節 公害紛争の処理状況

---

### 1 処理状況

#### (1) 終結区分別件数

平成25年度中に審査会等において終結した29件（すべて調停事件）について、その終結区分を見ると、調停が成立したものが4件、調停を打ち切ったものが22件、申請を取り下げたものが2件、その他が1件となっている（表1-3-1）。

#### (2) 合意の内容

平成25年度中に成立した調停事件4件について、どのような内容で合意したかを見ると、発生源対策を行うことで合意したものが3件、その他が1件となっている。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳を見ると、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善が3件となっている（表1-3-10）。

#### (3) 処理に要した期間

平成25年度中に終結した29件について、申請受付から終結までの期間を見ると、3か月以内に終結したものが2件、3か月を超え6か月以内に終結したものが7件、6か月を超え1年以内に終結したものが14件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが1件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが2件、2年を超えているものが3件となっており、約9割が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、15.6か月となっている（表1-3-11）。

#### (4) 期日の開催回数

平成25年度中に終結した調停事件29件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数を見ると、4回以下のものが23件、5回から10回のもものが6件となっており、1事件当たり平均3.4回となっている。

平成25年度中に成立した調停事件4件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが2件、5回から10回のもものが2件となっており、1事件当たり平均5.8回となっている。

平成25年度中に打ち切りとなった調停事件22件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが18件、5回から10回のもものが4件となっており、1事件当たり平均3.2回となっている（表1-3-12）。

### 2 調停が成立した事件の例

平成25年度中に成立した調停事件4件のうち、発生源側である民間企業に対して、騒音・振動・悪臭の防止等を求めた事件及び騒音の防止を求めた事件の2件について、一つのモデルケースとして以下に紹介することとする。

#### (1) 新潟県平成24年（調）第1号事件

##### （申請の概要）

新潟県の自治会から、平成24年2月、新潟県公害審査会に対して、メッキ工場を営む会社を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

(請求事項)

- ① 申請人らの自治会区域内で操業するメッキ工場から出る騒音・振動・悪臭について防止対策を講ずること。
- ② 常時加熱しているメッキ釜の環境汚染防止対策を地域住民に説明すること。
- ③ 工場内の操業時間を午前8時30分から午後5時30分とすること。

(申請の理由)

メッキ工場からの振動などにより、安全で安心できる普通の日常生活を維持することが困難であり、健康維持や、精神的な苦痛が極限に達している。

(合意の内容)

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び9回の調停期日の手続を進めた結果、平成25年12月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は、住民から自治会公害対策委員を通して工場内の状況確認に係る要請があった場合、状況を精査して安全が確認された上で、被申請人の了解及び案内の下、自治会公害対策委員のうち2～3名程度を対象に工場内の状況確認及び説明を行う（申請人側においては、状況確認等を行った者が住民にその内容を伝える）。
- ② 申請人の自治会公害対策委員会と被申請人は、被申請人工場から発生している騒音、振動、悪臭等の防止に向け、両者が円満な解決に向けた協議を行う場を年1回設ける（協議の開催回数については、当事者間の協議により増やすことができるものとする）。
- ③ 申請人と被申請人は、良好な近隣関係の形成に努めるとともに、被申請人が公害防止対策を実施する場合は、申請人に対して事前に説明の上、実施する。
- ④ 被申請人は、申請人が求める要望等については、真摯に対応するよう努めることとし、特に、申請人が求める要望に対し、実施できない場合、被申請人は、速やかにその事由を上記②協議の場において説明するよう努める。

## (2) 広島県平成25年（調）第1号事件

(申請の概要)

広島県の住民から、平成25年8月、広島県公害審査会に対して、レンタルビデオ店を営む会社を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

(請求事項)

騒音を発するエアコン室外機を撤去又は移動すること。

(申請の理由)

被申請人所有の店舗から発生する騒音（低周波音を含む）により、健康被害が生じている。

(合意の内容)

調停委員会は、申請受付以降、1回の調停期日の手続を進めた結果、平成25年9月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は、申請人に対し、平成25年10月18日以降、被申請人所有の店舗の北側入口付近に設置したエアコンの室外機を、一切使用しないことを確約する。

- ② 被申請人は、平成25年10月末日までに、前項の室外機から配電盤までの配線を撤去することとし、その費用は被申請人が負担する。
- ③ 申請人及び被申請人は、本件について、本調停条項に定めるほか、何等の債権債務関係が存在しないことを、相互に確認する。
- ④ 本件申請に要した費用は、各自の負担とする。

表 1-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合計	金銭支払	金銭支払及び 発生源対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合計 ①+②	操業停 止・移転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善及び 計画の 変更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
24	11	0	3	8	0	11	0	0	11
25	4	0	0	3	1	3	0	3	0
計	560	82	74	370	34	444	49	42	353

(注) 1 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

表 1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

(単位：件)

処理 期間 年度	合 計	3 か 月 以 内	3 か月超 6 か月 以 内	6 か月超 1 年以内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年 以 内	2 年 を 超 え る	平 均
								処 理 期 間
								か月
昭和								
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2	4	9.7
22	35	3	7	16	2	2	5	13.7
23	34	4	6	11	7	3	3	17.7
24	37	6	8	11	6	2	4	18.9
25	29	2	7	14	1	2	3	10.5
計	1,344	136	216	416	258	106	212	15.6

(注) 昭和 45 年～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。



表 1-3-12 平成25年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催  
回数別最終結件数(調停)

(単位：件)

区分		期日開催回数		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均(回)
		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均(回)		
終 結	29	1	10	12	4	0	2	0	3.4		
成 立	4	0	1	1	0	0	2	0	5.8		
打切り	22	0	9	9	4	0	0	0	3.2		
取下げ	2	0	0	2	0	0	0	0	3.0		